

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金 保証料補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県の交付する島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 県は、新型コロナウイルス感染症の影響により島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金の融資を受けた県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人（以下「中小企業者等」という。）に対し、補助金を交付することにより、中小企業者等の事業の振興及び経営の安定化を図ることを目的とする。

(交付の対象)

第3条 交付の対象となる対象資金、対象者及び保証料率の要件は、次の表のとおりとする。

対象資金	対象者	保証料率
島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）別表に掲げる緊急融資「経済変動等資金」として定めた「新型コロナウイルス感染症対応資金」	(1) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第5項第5号の認定（認定書に記載された売上高等の減少率が5パーセント以上15パーセント未満のものに限る。）を受けて、対象資金の融資を受けた中小企業者等（個人事業主であって小規模事業者であるものを除く。）	(1) 0.425パーセント。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、0.525パーセント
	(2) 借入当初から据置期間3年以内、融資期間12年以内の範囲内で期間延長する条件変更を行う中小企業者等	(2) 0.85パーセント。ただし、経営者保証免除対応を適用する場合は、1.05パーセント

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費は、前条の要件に該当する融資を受けるために中小企業者等が島根県信用保証協会（以下「保証協会」という。）に当初に支払った保証料（融資額、保証料率及び融資期間により保証協会が算定したものをいう。以下同じ。）とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金実績報告書兼交付申請書（様式第1号又は様式第1号の2）に保証協会の発行する信用保証料受入証明書を添えて、次項の期間内に知事に提出しなければならない。この場合において、補助金の交付を受けようとする者は、第8条の規定による補助金の返還に係る全ての権限を保証協会に委任するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の規定による申請を次の期間の間に行わなければならない。

- (1) 第3条の表中の「対象者」の項の第1号で定める保証料
令和2年5月1日から令和3年1月31日までに融資を受けた者については令和3年3月31日までに、令和3年2月1日から令和3年5月31日までに融資を受けた者については令和3年7月31日まで
- (2) 第3条の表中の「対象者」の項の第2号で定める保証料
令和3年7月2日から令和4年1月31日まで
(額の確定及び交付決定)

第6条 知事は、前条の規定により島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金実績報告書兼交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書を審査し、適当であると認めるときは額を確定し、及び交付決定を行うものとする。

(支払)

第7条 知事は、前条の規定により額の確定を行い、適当であると認めるときは、これを支払うものとする。

(繰上完済等)

第8条 補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当することにより、支払った保証料について全部又は一部の返戻が生じる場合は、知事に報告を行い返還するものとする。この場合において、補助金の交付を受けた者は、この報告及び返還を保証協会に委任し、保証協会は、補助金の交付を受けた者に代わり、当該年度に発生した返戻金を島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金に係る繰上完済等報告書(様式第2号)により翌年度の4月末までに知事に報告を行うものとする。

- (1) 保証期限前に繰上完済したとき(他の資金への借換に伴う繰上完済を含む。)
- (2) 保証条件の変更(一部内入又は保証期間の短縮)をしたとき。
- (3) 違算過収入が発生したとき。

2 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、保証協会にその全額について返還の請求を行うものとする。

(補助金の返還)

第9条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

- (1) その責めに帰すべき事由により規則及びこの要綱の条項に違反したとき。
- (2) その他補助金の交付に適さないと知事が認めるとき。

(交付決定の取消し等)

第10条 知事は、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定をしないものとし、又は既に行った交付決定を取り消すものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
であると認められるとき。

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させていると
認められるとき。

(調査)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し
必要な調査を実施するものとし、補助金の交付を受けた者は、これを拒んでは
ならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月30日から施行し、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住所
補助事業者
代表者 印

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金
保証料補助金実績報告書兼交付申請書

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金
交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり実績報告及び交付申請をしま
す。

記

1. 借入年月日	令和 年 月 日
2. 借入金融機関	(支店)
3. 借入金額	円
4. 既支払保証料 (実績報告額兼交付申請額)	円

<添付資料>

- ・島根県信用保証協会の発行する信用保証料受入証明書の写し
- ・その他必要書類（任意）

【返還手続の委任】

私は、この申請にあたり、繰上完済等により保証料の返戻が生じる場合は、島根
県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金交付要綱第
8条の規定に基づき、この返還に係る全ての権限を島根県信用保証協会に委任し
ます。

(申請者氏名) _____ 印

様式第1号の2（第5条関係）

年 月 日

島根県知事 様

住所
補助事業者
代表者 印

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金
保証料補助金実績報告書兼交付申請書

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金
交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり実績報告及び交付申請をしま
す。

記

1. 条件変更年月日	令和 年 月 日
2. 借入金融機関	(支店)
3. 融資残高	円
4. 既支払保証料 (実績報告額兼交付申請額)	円

<添付資料>

- ・島根県信用保証協会の発行する信用保証料受入証明書の写し
- ・振込口座登録届出書
- ・口座の確認できる書類（通帳の写し等）

【返還手続の委任】

私は、この申請にあたり、繰上完済等により保証料の返戻が生じる場合は、島根
県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金交付要綱第
8条の規定に基づき、この返還に係る全ての権限を島根県信用保証協会に委任し
ます。

(申請者氏名) _____ 印

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

島根県知事 様

松江市殿町105番地
島根県信用保証協会
会長 印

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金
保証料補助金に係る繰上完済等報告書

島根県中小企業制度融資新型コロナウイルス感染症対応資金保証料補助金
交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり繰上完済等に係る報告をしま
す。

記

1. 件数	件
2. 金額	円

<添付資料>

- ・別紙で明細を添付
(保証料返還の概要(繰上完済日、融資残高、保証料返還額等)がわかるもの)
- ・その他必要書類(任意)